

# 日本のうたごえ全国協議会規約

## 第一条（名称・所在地）

本会は、日本のうたごえ全国協議会（以後会とする）と称し、事務所を東京都新宿区大久保2<sup>1</sup>6<sup>1</sup>3<sup>3</sup>音楽センター会館に置きます。

## 第二条（性格・目的）

日本のうたごえ運動は、合唱を主体としたサークル活動を基盤とする大衆的で民主的な音楽運動であり、内外の優れた音楽遺産をうけつぎ、専門家および大衆的創作活動と結び協力して、平和で健康なうたを全国民に普及することを目的とします。

会は、日本のうたごえ運動を全国的に統一してすすめるサークル連絡協議体です。

## 第三条（活動）

会は、目的を実現するために「うたごえは平和の力」を合言葉に次の活動を行います。

- 1 ひとりの仲間がひとりの仲間にうたごえを広めます。みんなうたう会活動を基盤として、うたごえサークル・うたう会・合唱団・器楽サークルなどうたごえの組織をつくり、全国民にうたごえをひろめます。
- 2 国民の生活・感情・要求を音楽の基礎として次のように活動します。
- イ. 国民の生活と闘いを創造の源泉とし、演奏・教育・創作活動を発展させます。

ロ. 日本の民族的な音楽のすぐれた伝統をうけつぎ、発展させます。

ハ. 諸国民の優れた音楽の成果に学び、日本国民のものにします。 3 各地域、産業、階層のうたごえ交流をさかんにし、日本のうたごえ祭典

を開きます。

- 4 ひろく音楽団体、音楽家および民主団体と、共同の課題にもとづいて協力・提携します。
- 5 世界の平和と諸国民間の友好のための国際的音楽交流と連帯活動を行ないます。
- 6 機関紙「うたごえ新聞」、季刊「日本のうたごえ」を発行しひろめます。
- 7 事業活動その他、目的に必要な活動を進めます。

## 第四条（組織）

1 イ. 会は目的に賛成し、規約をみとめるサークルによって構成されます。

ロ. 会は個人会員を認めます。ただし、個人会員は総会の議決権はないものとします。

2 入会は、うたごえ協議会の推薦を要し、常任委員会で決定し総会の承認をうけます。

3 三つ以上のサークルで都道府県協議会をつくり、サークルと全国協議会を結び運動をすすめます。また地方ブロック、産業別、階層別の交流をすすめるために協議会、連絡会などを作ることが出来ます。

4 退会は理由を明らかにして常任委員会で決定し、総会の承認をうけます。会費を一年以上滞納した場合、退会したものとみなし除籍することが出来ます。

## 第五条（機関・運営）

1 総会は、会の最高決議機関で、加盟団体から選出された代議員で構成し、常任委員会の招集により年一回以上開きます。

また、加盟団体の三分の一以上の要請があった場合開かれます。総会は次のことを行ないます。

イ. 報告の承認と方針決定

ロ. 年間の予算の決定と決算の承認

